

寒川町選挙管理委員会告示第35号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書きの規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延長する。

登録の移替えを	令和7年6月20日から
延期する期間	第27回参議院議員通常選挙の期日まで

令和7年6月24日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光